

一般廃棄物処理業許可証

住 所 中川郡本別町上本別10番地3
 氏 名 有限会社 北海陸運
 代表取締役 小川 哲也 様

平成30年5月21日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可をします。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根・枝条・草木・流木・ボサ・事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		中川郡本別町上本別10番地3 有限会社 北海陸運
許 可 期 間		平成30年7月 1日から 平成32年6月30日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		士幌町内一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	士幌町が別に定める搬入場所
	そ の 他	事業実施に当たって各種関連法規及び士幌町長の指示する事項を遵守すること。 士幌町の許可車であることを表示すること。

平成30年5月21日

士幌町長 小林 康 雄

